住居確保給付金の求職活動等要件整理表

- ・「離職、廃業」:法第3条第3項及び則第3条第1号
- ・「休業等(就労を目指す者)」:則第3条第2号(ただし書きを除く)
- ・「休業等(事業再生等を目指す者) | :則第3条第2号ただし書き

【離職、廃業、休業等(就労を目指す者)の求職活動等要件】

- ① (申請時等)公共職業安定所等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での相談(月4回以上)
- ③ 公共職業安定所等での職業相談(月2回以上)
- ④ 企業等への応募(原則週1回以上)
- ⑤ プランに沿った活動

(家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など)

【休業等(事業再生等を目指す者)の求職活動等要件】

- ①'(申請時等)経営相談先への相談申込み
- ②' 自立相談支援機関での相談(月4回以上)
- ③'経営相談先での経営相談(原則月1回)

★裏面「経営相談先一覧」参照

- (4) 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組(月1回以上)
- ⑤'プランに沿った活動(家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など)
- ●経営相談先から就労を促された場合は、公共職業安定所等での求職活動を行うことになります。

受給者の状態	支給期間中の求職活動等要件		
文和省の仏恩	(新規)1~3ケ月	(延長) 4~6ケ月	※(再延長)7~9ケ月
	1	1	
・離職、廃業	2	2	
・休業等(就労を目指す者)	3	3	① ② ③ ④ ⑤
	4	4	
	5	5	
・休業等(事業再生等を目指す者)	①'	①'	
	②'	②'	
	③'	③'	
	4)'	4)'	
	⑤ '	⑤'	

※再延長期間中はすべての受給者において求職活動必須

経営相談機関一覧

*相談料は無料です。

機関名	所在地	電話番号	備考
	目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター4階	03-3791-3351	平日9:30~17:00 事前電話予約制
東京都よろず支援拠点	港区新橋1-18-6共栄火災ビル1階	03-6205-4728	平日9:00~12:00、13:00~16:00 事前電話予約制
目黒区商工相談所	目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎 本館1階 産業経済・消費生活課 経済・融資係	03-5722-9880	平日8:30~17:00 事前電話予約制